

「台風に伴う勤務処理方について」

(株)関西新幹線サービックと団体交渉を開催！

12月11日、地本は「台風に伴う勤務処理方について」に関する申し入れについて(株)関西新幹線サービックと団体交渉を開催しました。参加者は、組合側は、熊澤守関西地区分会長、柿本克彦関西地区分会書記長、山下博関西地区分会執行委員、(第一事業所)、船出信政大阪車両所分会執行委員(鳥飼事業所)、笹田伸治業務部長。サービック会社側は、尾浦企画部担当部長、友繁人事勤務課課長、川中人事勤務課係長、安井事業部担当部長、西尾事業部担当部長でした。

「台風に伴う勤務処理方について」に関する申し入れ(10月24日付)

台風19号は、10月12日夜から13日未明にかけて東日本を通過し、広範囲に記録的な大雨を降らせ東日本各地に甚大な被害をもたらした。

JR東海会社は、その台風19号の接近を前に12日の東海道新幹線の東京駅と名古屋駅間は終日運休、名古屋駅と新大阪駅間は上下各3本のみでの運行という「計画運休」を発表した。

山陽新幹線も新大阪と岡山間で午前10時半以降の運転を打ち切るなど、近畿地方の各公共交通機関も全日または一部区間の運転を見合わせる計画等を発表した。

そのような状況の中で、関西新幹線サービック第一事業所では、12日の出勤者に対して11日の退出点呼において、また、11日が休みの社員らに対しては電話において12日の自宅待機が命じられた。

その際には、「皆さんご承知だと思いますが台風が接近しています。明日は全員自宅待機となります。尚、呼び出しの電話をかけることもありますのでよろしくお願いします。外に出られる際は、連絡ができるように電話を持って外出してください。自宅待機で呼び出しの電話の対応がいやでしたら年休簿を用意しますのでよろしくお願いします。」というような内容の連絡だけで賃金等に関する話しはなかった。

ところが、10月15日、サービック新大阪第一事業所の掲示板に新大阪第一事業所名で「台風に伴う勤務処理方について」という表題の掲示が以下のように掲出された。

2019年10月15日
新大阪第一事業所

台風に伴う勤務処理方について

台風19号の接近に伴う新幹線の計画運休指示により、業務体制を事前に検討した結果、勤務処理方については、以下の扱いとします。

記

1. 勤務処理方法

(1) 休業（自宅待機）を命じられた社員

①給与規程第57条の準用により、一日につき平均賃金の60/100を支払います。

②本人の希望により、年次有給休暇に変更可能とします。

(2) 勤務を命じられた社員（途中勤務解放含む）

就業規則第44条／契約社員就業規則第19条の適用により、有給（全時間帯に対し100%支払う）とします。

2. 申請方法

休業（自宅待機）を命じられた社員は、①②のどちらか選択し、当直担当者に申請してください。

3. 申請期日

2019年10月25日（金）

4. その他

不明な点は、管理者まで問い合わせてください。

以上のような掲示が掲出されたが、その勤務処理方については、問題があり認めることはできない。

よって、下記の内容を申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

1. 10月12日に自宅待機を命じた理由を明らかにすること。

【会社回答】

10月12日に新幹線が大規模な計画運休を実施することが決まり、新大阪第一事業所において、車両整備業務を実施する予定がなかった為である。また、台風19号の接近にあたり、近畿地方も暴風となる可能性があったため、出勤を命じることが社員等の安全を脅かすことになりかねないと判断したものである。

2. 自宅待機と決めた日時を明らかにすること。

【会社回答】

新幹線の大規模な計画運休が発表されたあと、速やかに決めた。詳細な日時を明らかにする必要はないと考える。

3. サービック会社では、これまで自宅待機について給与規程の第57条（休業等）を準用して賃金を60/100の支払いとしたケースはあったのか明らかにすること。

【会社回答】

答える必要はないと考える。

4. 12日の賃金を60/100に決めた日時を明らかにすること。

【会社回答】

新幹線の大規模な計画運休が発表されたあと、速やかに決めた。詳細な日時を明らかにする必要はないと考える。

5. 今回の自宅待機について給与規程の第57条（休業等）を準用して賃金を60/100の支払いと判断した理由を明らかにすること。

【会社回答】

前例のない大規模な計画運休に対応するに当たって事業所全体がまさに休業することとなったものであり、総合的に勘案して当該規程の準用が妥当であると判断したものである。

6. 自宅待機を命じられた者の当日の勤務認証を明らかにすること。

【会社回答】

勤務認証は「休業等」である。

7. 第一事業所において点呼で、または電話において12日の自宅待機を命じた際に休業での自宅待機で賃金が60/100の支払いとなることを社員等に具体的に告知しなかった理由を明らかにすること。

【会社回答】

告知する必要があるため告知しなかった。

8. 自宅待機を命じられた社員のそれぞれの当日担務の始終業時刻の拘束時間を自宅待機として拘束されたということだったのかを明らかにすること。

【会社回答】

拘束という意味を理解しかねるので、回答出来ない。

9. 12日の3日後の15日に「台風に伴う勤務処理方について」という掲示を掲出した理由を明らかにすること。

【会社回答】

勤務処理方を周知するにあたり、事後的に年休を指定する事を認める事としたため、掲示を掲出したものである。

10. 台風による計画運休であるにも関わらず年休の強要を行った理由を明らかにすること。

【会社回答】

年休の取得を強要したことはない。今回、事後的に年休の取得を認める事としたため、取得の意思を確認したことはある。

今回の自宅待機は休業と違う、災害扱いとすべきだ！

私たちは、台風に伴う勤務処理方について「休業等」の扱いではなく、災害として扱うべきだと強く追求してきました。しかし、会社の回答は「前例のない大規模な計画運休に対応するに当たって事業所全体がまさに休業することとなったものであり、総合的に勘案して当該規程の準用が妥当であると判断した。」と今回の自宅待機者について給与規程の第57条（休業等）を準用した。仕事もしていないのに賃金がもらえて良いのではないかと言わんばかりの対応でした。

自宅待機の拘束時間について、拘束という意味がわからない

自宅待機者の拘束時間について、会社回答は「拘束という意味を理解しかねるので、回答出来ない」という対応です。自宅待機を命じられた社員は、いつ出勤指示が来るかわからず自宅待機していたのです。そんなこともわからないのがサービック会社の現状です。

サービック社員で自宅待機者の勤務認証は休業で賃金は

60/100 であるが期末手当のカットは行わないことを確認

JRからの出向社員の期末手当に関しては、サービック会社としては知らないという回答でした。しかし、サービック社員で、今回の自宅待機者の勤務認証は休業ですが期末手当のカットは行わないことを確認しました。

私たちは、今後も災害時の疑問等があれば申し入れなどを行いながら働きやすい職場づくりを目指して行きます。

以上